

証券コード 7635

2026年3月3日

株 主 各 位

東京都墨田区緑二丁目14番15号

**杉 田 エ ー ス 株 式 会 社**

代表取締役社長 杉 田 裕 介

## 臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

### 決 議 事 項

#### 第1号議案 株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2026年3月26日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について399,800株を1株に併合する旨の当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）といたしました。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

#### 第3号議案 資本金の額の減少の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2026年3月26日を効力発生日として、資本金の額697,240,600円を597,240,600円減少し、減少後の資本金の額を100,000,000円とすることといたしました。

以 上

## 株主の皆様が所有する当社株式の取り扱いについて

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2026年3月26日をもって当社株式399,800株を1株に併合することといたしました。これに伴い、株主の皆様が所有する当社株式については以下の取扱いとなります。

### 1. 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法

本株式併合により、公開買付者、杉田裕介氏、杉田力介氏、杉田直良氏、杉田邦子氏及び有限会社杉田商事以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合には、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第235条第1項の規定により当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続きに関し、当社は、会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する株式を公開買付者に売却することを予定しております。この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年3月25日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様の所有する当社株式の数に、公開買付者が当社株式について実施した公開買付における公開買付価格と同額である1,710円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

### 2. 主なスケジュール

当社株式の最終売買日	2026年3月23日（予定）
当社株式の上場廃止日	2026年3月24日（予定）
本株式併合の効力発生日	2026年3月26日（予定）
端数株式相当分の売却代金の交付開始	

2026年6月下旬から7月上旬（予定）※

※ 裁判所から許可を得られる時期等により、変動する可能性があります。